九四〇四・三〇	寝袋	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九四〇四・九〇	その他のもの	1　ＣＣ（第五〇・〇七項、第一五・一一・一三項（一項から第五項まで）、第一五・一二・〇八項（一項から第五項まで）、第一五・一二・〇九項（一項から第五項まで）、第一五・一二・〇八項（一項から第五項まで）、第一五・一二・〇七項、第一五・一二・〇八項又は第一五・一二・一六項（一項から第五項まで）の各項の材料から除く。）（布団及び羽根布団に限る。） 2　ＣＴＨ（その他のもの）
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
第九六類	雑品	
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	ＣＣ
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及びにした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇四・〇〇	手ふるい	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ＣＣ
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	
九六〇七・一一	卑金属製の務歯を取り付けたもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇七・二〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇

九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	
九六〇八・一〇	ボールペン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・二〇	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・三〇	万年筆その他のペン	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・四〇	シャープペンシル	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・六〇	ボールペン用中芯（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・〇八	その他のもの	
九六〇八・九一	ペン先及びニブポイント	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六〇八・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないかを問わない。）及びカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇